

2022年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 骨髄移植などにより免疫を失った方に対する定期予防接種ワクチン再接種費用を補助する制度の創設を求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 沖縄戦戦没者及び遺族の尊厳を守る対応を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) ケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 新型コロナウイルス感染症医療を担う病院・診療所の公費助成強化を求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 政党助成法の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 高齢者の生活に一層の打撃を与える年金額引下げの中止を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 適格請求書等保存方式の実施中止を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) 国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会予算を見直し、新型コロナ対策を優先することを求める意見書

骨髄移植などにより免疫を失った方に対する定期予防接種ワクチン再接種費用を補助する制度の創設を求める意見書（案）

【新和提案】

小児がんなどの治療のために骨髄移植などの造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種ワクチンにより獲得した免疫が低下もしくは消失し、感染症にかかりやすくなる。

こうした場合のワクチン再接種は、現行の予防接種法では定期予防接種の扱いとならず、任意予防接種として被接種者及び保護者の全額自己負担となり、総額が約20万円に及ぶこともある。

本来このようなやむを得ない事情での定期予防接種ワクチンの再接種は、国において補助すべきであり、平成28年度より本市も多くの自治体と共同で全国市長会を通じて国に要望しているが、現状では制度が創設されていない。

このような状況の中、各都道府県は独自の補助制度により救済を図っており、近畿圏では大阪府及び兵庫県において補助が実施されている。切れ目のない適切な医療福祉サービスの提供を政策の方向性に掲げる滋賀県としても早急に同様の制度を創設すべきである。

よって、滋賀県におかれては、骨髄移植などにより免疫を失った方に対する定期予防接種ワクチン再接種費用を補助する制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

滋賀県知事 あて

沖縄戦戦没者及び遺族の尊厳を守る対応を求める意見書（案）

【新和提案】

沖縄では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されており、滋賀県出身者は1,691名含まれ、そのうち、大津市出身者は138名となっている。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、昭和47年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた沖縄戦跡国定公園として指定されたが、同地域には、いまだに沖縄戦で犠牲となった様々な背景の戦没者の遺骨が残されており、令和6年度までを集中実施期間として現在も遺骨収容が行われている。

よって、国及び政府においては、戦没者や遺族に寄り添うためにも、戦没者の遺骨収容の推進に関する法律に基づき、政府主体で戦没者の遺骨収容を迅速に実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を削減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変化が求められている。

そして今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築すべき時代が到来した。

よって、国及び政府においては、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進に関し、下記の事項に取り組むよう求める。

記

- 1 全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境などの整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
- 2 地域住民が安心して医療にアクセスし、オンライン診療などを誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっているかかりつけの医師について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民がかかりつけの医師につながるための取組を強化すること。
- 3 地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備などに対する補助金などの拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。
- 4 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。
- 5 政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所を実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

【公明提案】

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では介護人材の確保に非常に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになったが、今後ますます重要になる介護人材の処遇については、さらなる改善が必要である。

よって、国及び政府においては、介護職員の処遇改善に関し、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、下記の事項を実施するよう特段の配慮を求める。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される新たな加算については、現行の二つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、その対象者は、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにして事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保に関する事業者の裁量を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書（案）

【共産党提案】

コロナ禍で看護、介護、保育、障がい者福祉など、市民生活と命を守るために不可欠なケア労働に光が当てられた。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、奮闘し続けていただいているケア労働者の処遇改善は焦眉の課題となっている。

例えば保育士や介護職の賃金は、全産業平均を月額で1～2割も下回り、看護師も夜勤手当がなければ平均に及ばない。働きと責任に見合わない低すぎる賃金が慢性的な人手不足につながっており、かねてより解決が求められてきた問題でもある。政府が「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、ケア労働者の収入上げを掲げたことは大変重要なことである。

しかし、その中身を見れば、2022年2月から9月まで、保育士や幼稚園教諭、児童クラブ、介護・障がい福祉などの職員賃金を月額9,000円、看護職員は月額4,000円引き上げるだけの、非常に低額で限られたものとなっている。他の職種の処遇改善に充てることもできるとされており、保育や介護職については国の配置基準に基づいて補助額が算定されるが、基準よりも手厚く職員を配置している事業所は多く、全ての職員が満額受け取れる仕組みにはなっていない。天津市でも、保育施設では子どもの安全確保や質の向上のために、国の基準を超えて保育士を配置するなど現場では努力が続いている。また、看護職員の賃上げは、救急搬送件数が年200件以上、または三次救急を担う医療機関に限定されている。いずれにしても、生活の改善が実感できる水準には程遠く、労働組合や現場からは一桁違うと怒りの声が上がっている。

加えて、補助が終わる10月以降は、看護師については予算措置を検討するとされているが、その他については自治体の持ち出しや介護報酬などで手当てしなければならず、利用者や市民負担に跳ね返ることになる。このため、補助金（処遇改善臨時特例交付金）の申請手続きを行っていない自治体も多く、2022年1月28日時点で申請数は183自治体に留まっている。また、民間の事業者についても、処遇改善計画書と実績報告書の提出が求められることや、制度広報が及ばず対象外と考え、申請を諦めてしまったという事例もある。さらに言えば、コロナ禍の最前線に立っている保健師は、本事業の対象にすら含まれていない。

このような小手先の改善策では、問題は解決しない。賃金の底上げを行うために、各事業財源の国庫負担割合を抜本的に引き上げ、職員配置基準の増員、公的価格の基本報酬の増額、恒常的な補助金などの創設が必要である。

よって、国及び政府においては、制度の全面的な改善と財政措置を行い、社会の維持に不可欠なケア労働者の処遇を、その役割と専門性にふさわしい水準に引き上げることに責任を持って取り組むよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症医療を担う病院・診療所の公費助成強化を求める意見書（案）

【共産党提案】

繰り返す新型コロナウイルス感染症の広がりが、医療機関の逼迫と医療従事者の疲弊を極限にまで高めている。さらに今般のオミクロン株は、従来株を大きく上回る感染力のため、感染者数の増大に伴い、高齢者の感染、介護施設などでのクラスターの発生と合わさり、重症化する患者も増え続けている。

また、子どもへの感染拡大が著しく、医療従事者の家庭内感染や子どものケアで休業を余儀なくされる事態が人手不足に拍車をかけている。

このような折に実施された、昨年末からの新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬引下げと発熱外来の補助金打切りが医療機関にさらなる打撃を与えている。検査については、医療機関で検体採取から分析まで行う場合は、ほぼ半減となり、外部委託のPCR検査の場合は、18,000円から13,500円に引き下げられ、4月からは7,000円に半減される。民間検査機関への委託料や検査キット、試薬、機器のメンテナンス、感染防護など必要な経費を賄える水準ではなく、検査をすればするほど赤字になると悲鳴が上がっている。検査、新型コロナウイルス感染症の診療から撤退する医療機関が増えれば、さらなる医療の逼迫、検査体制の弱体化を招くことになる。

また、医療機関の感染予防対策実施加算も2021年9月で打ち切られ、乳幼児感染予防策加算は2022年3月末で打ち切られる。

2022年診療報酬改定では特別な感染対策を実施する場合の加算が検討されているが、要件が厳しくごく一部の医療機関しか対象にならないという指摘もある。2022年1月28日に、帝国データバンクが発表した医療機関の休廃業・解散動向調査（2021年）によると、2021年の休廃業・解散件数は過去最多の567件で、その内、無床診療所の休廃業・解散が431件を占めている。これは医師の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症対策設備の拡充、人材確保などコロナ禍が加速要因とみられている。深刻な医療体制への支援、強化は急務である。

よって、国及び政府においては、新型コロナウイルスの診療を担う病院・診療所の公費助成を強化し、地域医療を守るために、下記事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬を採算に見合う水準にすること。とりわけ確定診断に必要なPCR検査については、迅速に結果を得られるよう分析体制の強化を急ぐこと。
- 2 全ての医療機関の感染予防対策実施加算を復活すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療体制確保支援補助金を継続し、再申請を可能にすること。
- 4 新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業は、2022年1月から減額されている助成を元に戻し、2022年4月以降も減額することなく継続するとともに、申請に応じて遅滞なく速やかに交付すること。
- 5 医療従事者の定期的なPCR検査を公費で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

政党助成法の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

国民は、自らの思想、政治信条に従って、自ら支持する政党に寄付する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は国民の政治参加の権利である。政党の政治活動は、その拠出された浄財によって行われるべきである。

政党助成法は、金権腐敗政治に対する国民の批判を受け、企業・団体献金を制限するためとして1995年に施行された。国民の税金を政党に配分する仕組みになっており、制度導入の際に提案者側からは税金に過度に依存しないとされていたにもかかわらず、制度施行から2021年までの27年間で約8,460億円が支出され、多くの政党が運営資金の大半を政党助成金に依存している実態がある。そして、実際には企業・団体献金は温存され、政治とカネの問題が繰り返されている。直近では、2019年参議院議員通常選挙の広島選挙区における選挙買収事件の原資のうち、1億2千万円が政党助成金だったという疑惑が未解明のまま残されている。

そもそも本制度は、国民が自ら支持していない政党に対しても強制的に拠出をさせられるもので、憲法が掲げる思想・信条の自由を侵す制度である。さらに、政治とカネだけでなく、政党助成金目当てで新しい政党がつくられては解散するなど、政党の劣化と墮落を生み出し、政治に対する国民の信頼を大きく損ね、民主主義をゆがめるものとして機能してきた。

政党助成制度が、有害な制度であることは明らかである。いま政治に求められているのは、長引くコロナ禍に苦しむ国民生活を守るためにあらゆる手だてを尽くし、そのために貴重な税を使い、国民の信頼を回復することである。

よって、衆参両議院、並びに国及び政府においては、速やかに政党助成法を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高齢者の生活に一層の打撃を与える公的年金額引下げの中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

原油高や円安の影響で物価上昇が続く中、厚生労働省は、2022年度の公的年金額を0.4%引き下げることを発表した。今年度の引下げ率0.1%を上回る2年連続の削減となり、この10年間で実質6.7%の減少となる。

年金額は物価と賃金の動向で増減されるが、天津市の昨年12月時点の消費者物価指数は、前年と比べ0.7%上昇している。全体では携帯電話料金の大幅値下げなどで通信がマイナス34.7%と全体を大きく引き下げたものの、高齢者の支出に大きく関わる食料は2.7%、光熱・水道は8.2%上昇と生活を圧迫している。現在も、原油価格、原材料費の高騰により、各社が商品、利用料の値上げを次々と発表している。

さらに、2021年8月からの介護保険の補足給付見直しをはじめ、2022年10月からは年収200万円以上で75歳以上の医療費窓口負担が2倍化されるなど負担増が繰り返されている。また、コロナ禍で高齢者の雇用環境も悪化している。

このようなさなかに年金額を削減することは、生活実態を無視した乱暴なやり方であると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、高齢者の生活に一層の打撃を与える年金額引下げを中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

適格請求書等保存方式の実施中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

2019年10月の消費税10%への引上げに伴い、2023年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されることになった。インボイス制度は、仕入税額控除を受けるための新たな制度であり、2021年10月からは的確請求書（インボイス）発行事業者の登録申請が始まった。

しかし、この適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、中小事業者、個人事業主の負担が増加する制度である。これまでは、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。その一方で、登録事業者にならないと、取引先の事業者が消費税の仕入税額控除を受けるための適格請求書（インボイス）が、発行できないため、取引を避けられかねない。つまり、登録してもしなくても現在免税事業者となっている中小事業者、個人事業主などにとっては従前に比べて負担がかかることになる。

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小事業者、個人事業主は経営難に苦しみつつも事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでいる。そうした中で適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入によりさらなる負担が課されることになれば、意欲を失い、廃業を選択する中小事業者、個人事業主が増加し、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。

こうした事態を危惧し、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人からも、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

よって、国及び政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を中止するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会予算を見直し、新型コロナ対策を優先 することを求める意見書（案）

【共産党提案】

新型コロナウイルスの感染は2年を超えても収束が見えず、既に専門家の中からは第7波は確実に来るという指摘もある。大規模な検査や医療・保健所体制の強化、ワクチンの安全で迅速な接種、医療・福祉施設をはじめ中小零細事業者、生活困窮者等への十分な支援と補償、子どもたちの教育機会の保障などがこれまで以上に必要になっている。

ところが滋賀県は、国基準以上に病床を確保することもなく、医療機関への減収補填も行っていない。また福祉施設や学校などでの陽性者発生に際して面的検査を実施する姿勢は見られず、無料検査の体制も民間企業任せにとどまっている。中小零細事業者等への直接支援も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置時のみに限られ、青年・子どもたちへの特別な支援を講じていない。コロナ禍に対する県の不作為は、枚挙にいとまがないほどである。

そうした中で、滋賀県が発表した2022年度一般会計予算案は、新型コロナウイルス感染症対策の病床確保や検査、営業支援を削減し、一方で、コロナ禍でも病床削減を進める国に追随し、小児保健医療センターの整備は先送り、県立3病院の独立行政法人化の検討予算を計上している。県民医療への責任放棄と言わざるを得ない。また、県立高校で来年度から導入する一人一台タブレット端末について、保護者や教育関係者から公費負担を求める声が広がり、多数の要望署名も提出されているが、上限15万円の貸付制度を創設しただけで自費購入の方針を変えていない。

その一方で2025年に滋賀県で開催が予定されている国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会については、コロナ禍で大きく変わった社会情勢や2年連続中止となっている状況も顧みず、554億円という巨額の開催費用を聖域として準備が進められている。新年度予算でも国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の関係経費は53億2,000万円余りが計上されており、その大部分が彦根総合運動公園、新県立体育館、草津市立プールの整備という箱モノに費やされている。さらに、大会局を新設し、19人もの職員増が図られる。

オリンピックですら簡素化が叫ばれて久しい。その上、県債残高は1兆1,578億円になると見込まれている。

については、滋賀県においては、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の在り方を根本的に見直し、他府県と比較しても過大な大会予算を大幅に削減し、新型コロナウイルス感染症の影響により命と暮らし・生業を脅かされている県民生活と、深刻に落ち込む地域経済を守ることに専心するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

滋賀県知事 あて